

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成16年2月19日

名 称 所 在 地
花石設備 長野市若穂綿内7707番地1

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充
廃止年月日
平成16年2月10日

水 道 課



長野県訓令第1号

長野県企業局訓令第1号

長野県教育委員会訓令第1号

長野県警察本部訓令第1号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関
企 業 局 本 庁
企 業 局 現 地 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 現 地 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部

長野県人権施策推進協議会設置規程を次のように定めます。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫
長野県公営企業管理者
古 林 弘 充
長野県教育委員会
長野県警察本部長
岡 弘 文

長野県人権施策推進協議会設置規程

(設置)

第1条 人権に関する施策を総合的、計画的に推進するため、長野県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、県の行う人権に関する施策について、総合的な企画、調整及び推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 協議会に会長、副会長、委員及び幹事を置く。

- 2 会長は、知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、経営戦略局長、危機管理室長、企画局長、関係部長、副出納長、企業局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、関係課長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、会務の執行にあたる。

4 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

(地方人権施策推進協議会)

第6条 第2条に規定する事務の円滑な実施を図るため、地方事務所に地方人権施策推進協議会（次条において「地方協議会」という。）を置く。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会及び地方協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(長野県同和对策協議会設置規程の廃止)
- 2 長野県同和对策協議会設置規程（昭和56年長野県訓令第8号、長野県企業局訓令第3号、長野県教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

人権尊重推進課